三原市農地改良届指導要綱

平成17年３月25日

農業委員会要綱第２号

改正平成１８年９月２５日農委告示第２号

改正平成２６年３月２５日農委告示第３号

改正令和３年９月２４日農委告示第１８号

（定義等）

第１条　この要綱において農地改良届とは，農地の現況を盛土等して利用度を高め，農地の保全，農業経営の合理化と農地の有効利用を図ることをいう。

２ 次に該当するものは、この要綱に該当しないものとする。

1. 産業廃棄物等を投棄覆土するもの。
2. 工事期間が１作（最大１年未満）以上で，耕作できない場合。
3. 盛土1.0ｍを超えるもの。

（工事の概要）

第２条 農地改良を施工する場合の適用範囲は，次のとおりとする。

（１） 工事期間が１作（最大１年未満）以上で，耕作できない場合は，直ちに農地法第４条第１項又は第５条第１項の農地転用（一時転用）の許可申請を行う。

（２） 改良工事を行う農地に接する土地の所有者との境界確認等を行い，同意を得ること。

（３） 擁壁をしないで土羽（法面）にする場合には，隣接地との境界より充分に控えて盛土，切土をすること。

（届出）

第３条　農地改良工事を行おうとする者は，事前に担当地区農業委員の現地確認を受け，意見及び押印を受け，農地改良届出書（様式第２-35号，以下「届出書」という｡）を三原市農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

２．届出者は、原則として所有者又は耕作者とする。

（手続）

第４条　農地改良を施工するものは，会長に届出書を１部提出した後，施工するものとする。

２ 農地改良届には，次の書類を添付する。

（１） 土地の全部事項証明書

（２） 地番図（公図）及び所要面積の確認できる図面

（３） 付近見取図（位置図）

（４） 工事図面（平面図、横断面図、仮設工事図等）

（５） 被害防除措置計画書（様式第２-36号）

（６） 届出者以外に所有権その他権利を有する者がある場合はその同意書

（７） 法令の許可が必要な場合はその許可書の写し（土砂条例等）

３　届出書を、受理した場合は，様式第２-37号を奥書きし，受理証として交付する。

（指導）

第５条　届出書が提出された場合，必要に応じ現地調査を行い，完了するまで監視指導する。

（責任義務）

第６条 申請人は，農地改良工事に伴う土砂等の搬入に際しては，道路，水路その他公共施設がある場合には，関係機関の指導を受けて保全を図り，被害対策に万全を期することとする。

２ 工事完了後は完了届（様式第２-38号）に完成写真を添付して、会長に提出し，速やかに耕作の用に供することとする。

３ 他法令に関することについては，関係機関の指導を受けることとする。

（報告）

1. 事務局は，届出書の内容を総会において報告する。

　　　附　則

この要綱は，平成１７年３月２５日から施行する。

　　　附　則（平成１８年９月２５日農委告示第２号）

　この要綱は，平成１８年９月２５日から施行する。

附　則（平成２６年３月２５日農委告示第３号）

この要綱は，平成２６年５月１日から施行する。

　　附　則（令和３年９月２４日農委告示第１８号）

この要綱は，令和３年９月２４日から施行する。

（様式第２-35号）

農　地　改　良　届　出　書

　　年　　月　　日

三原市農業委員会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先　TEL　　　　　　　　　　　　）

次の農地を改良したいので届け出ます。

また、工事区域が増加するなど工事に著しい変更があった場合は，変更後の届出書を提出します。

なお、工期の延長により１作（最大１年未満）以上耕作できない場合又は盛土高が１メートルを超える場合は直ちに農地法第４条第１項又は第５条第１項の農地転用（一時転用）の許可申請を行います。

１．届出の農地

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在(町・字) | 地番 | 登記簿地目 | 現況地目 | 面積(㎡) | 利用状況 | 所有者 | 耕作者 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

２．改良しようとする土地の状況及び理由

３．改良後に作付けする作物

４．工事の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事の始期 |  | 工事の終期 | |  |
| 施行業者・代表者 |  | | （住　所）  （連絡先） | |
| 搬入土砂の発生場所 |  | 土量 | | ㎥ |

５．所要経費及び資金の調達方法

必要経費（土地造成費・その他　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　円

資金の調達方法（自己資金・その他　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　円

６．その他参考資料

７．担当地区農業委員の意見

　　・

　　　　　　　　　　　担当地区農業委員

添付書類

①土地の全部事項証明書

②地番図（公図）及び所要面積の確認できる図面

③付近見取図（位置図）

④工事図面（平面図、横断面図、仮設工事図等）

⑤被害防除措置計画書（様式第２-36）

⑥届出者以外に所有権その他権利を有する者がある場合はその同意書

⑦法令の許可が必要な場合はその許可書（土砂条例等）

⑧現況写真

注1）1作（最大で1年未満）以上耕作できない場合及び盛土高1メートルを超える場合は本届出によらず，農地転用（一時転用）の許可申請が必要です。

注2）届出者は原則として，所有者又は耕作者とします。

（様式第２－36号）

１　土砂の流出，崩壊等に対する被害の防除措置

(1)　土地の造成等の計画

　　ア　盛土高約　　　ｍ，切土高約　　　ｍ

(2)　土砂の流出，崩壊等に対する防除措置

ア　特に被害を生じるおそれはないので，現状の土地（法面）のまま使用する

イ　（　ブロック積　　石積　　その他（　　　））

　　ウ　法面保護をする（　芝張り　　モルタル吹付け　　植生

その他（　　　　　　　　　））

　　エ　土留工事をする　　　　　オ　緩衝地を設ける　　　カ　防護柵を設ける

　　キ その他（具体的な方法）

２　周辺の農地（採草放牧地）の営農条件に支障を及ぼさないための措置（用排水路及び通作道の確保，工事用地からの排水等）

　（記載例）*特に影響はないので防除措置はしないが，措置が必要となった場合は講じる。*

*影響があり防除措置を講じる。（具体的な方法を記載）*

(注)１　該当する箇所に○をするとともに，必要事項を記載すること。（複数回答可）

２ 添付書類の図面には，土砂の流出・崩壊等に対する措置（擁壁など）をする場所及び用水・排水の経路を明らかにしておくこと。

（様式第２－37号）

　この届出書を受理します。

　なお，農地改良が完了した場合は「様式２－38号」により報告してください。

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　三原市農業委員会会長

（様式第２－38号）

農　地　改　良　完　了　届

　年　　月　　日

　三原市農業委員会会長　様

届出者住所

職業　　　　氏名

（連絡先　TEL　　　　　　　　　　　　　　 ）

年　　月　　日で届け出た農地改良が，次のとおり完了したので報告します。

○完了年月日　　　　　　　年　 　月 　　日

○添付書類

　　現況写真（以下のとおり）

|  |
| --- |
|  |